

議案第 75 号

片柴地区地籍調査事業に伴う字の区域の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、片柴地区の地籍図及び地籍簿の国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定による認証の日から本町内の字の区域を次のとおり変更することについて、本議会の議決を求める。

平成 23 年 9 月 13 日

三朝町長 吉田秀光

区域を変更する字の名称	同左の区域（平成 23 年 1 月 1 日現在の地番による。）
大字片柴字梅塚	大字片柴字梅塚のうち 1 9 1 3 以外の区域
大字片柴字曲り田	大字片柴字曲り田のうち 6 2 7 の 2 及びこれと一体をなす国有地、6 3 8 と一体をなす国有地並びに 6 2 6 の 1 から 6 2 6 の 3 まで、6 2 7 の 1、6 3 5、6 3 9 と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字片柴字岡	大字片柴字岡のうち 6 7 9 の 4 から 6 7 9 の 6 まで、6 9 4 の 2、6 9 4 の 3、7 0 5 の 2、7 1 5 の 2 以外の区域
大字片柴字上天満	大字片柴字曲り田 6 2 7 の 2 及びこれと一体をなす国有地、6 3 8 と一体をなす国有地並びに 6 2 6 の 1 から 6 2 6 の 3 まで、6 2 7 の 1、6 3 5、6 3 9 と一体をなす国有地の一部 大字片柴字岡 6 7 9 の 4 から 6 7 9 の 6 まで、6 9 4 の 2、6 9 4 の 3、7 0 5 の 2、7 1 5 の 2 大字片柴字上天満の全域
大字片柴字五反田	大字片柴字梅塚 1 9 1 3 大字片柴字五反田の全域